

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

む。）」を加え、同号(五)を同号(六)とし、同号(六)中「第十九条第一項」の下に「(第十二条の七第五項においてみなして適用する場合及び第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号(六)を同号(六)とし、同号(七)中「第十八条第一項」の下に「(第十二条の七第五項においてみなして適用する場合及び第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号(七)を同号(七)とし、同号(七)を同号(七)とし、同号(七)の次に次のように加える。

(四) 第十七条の二第一項の規定による届出を受理すること。

別表第二十八号(七)の次に次のように加える。

(五) 第十二条の七第九項の規定による届出を受理すること。

別表第二十八号の二中(二)を(四)とし、(一)を(三)とし、同号に(一)及び(二)として次のように加える。

(一) 第六条の七の二の規定による届出を受理すること。

(二) 第十六条の四の規定による届出を受理すること。

別表第二十八号の三を次のように改める。

二十八の三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）に関する事項

(一) 第八条の三十八の十一の規定による報告書を受理すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。